

全額繰上償還申出書

令和 年 月 日

公立学校共済組合大阪支部長 様

公立学校共済組合貸付規程第16条の規定に基づき、借受中の貸付金を下記の通り
全額繰上償還したいので申し出ます。

記

【申出者】

所属所名 _____ 所属所コード _____

組合員番号（資格確認書類等に記載のある10桁の番号） _____

職名 _____ 氏名 _____

電話番号（平日日中に連絡がとれる申出人の電話番号） _____

1 全額繰上償還予定月 令和 年 月

（例）全額繰上償還予定月 令和7年12月→令和7年11月1日～11月25日に当支部必着

2 全額繰上償還する貸付種別等（該当種別及び状況に丸印を記入）

《種別》 一般・教育・結婚・医療・住宅・介護構造・その他（ _____ ）

《状況》 ア. 償還猶予されている未償還金がある

イ. 2か月以内に退職予定

ウ. 全額繰上償還月に給料が無給（減額）になる予定がある

■ 申出にあたって

- ・「全額繰上償還予定月」に記入した前月の1日から25日※の期間に受付できるよう、通送又は郵送で＜お問合せ先＞まで送付してください。

※25日が土日又は休日の場合は、直前の平日に繰上ります。

- ・他の共済組合に加入中の方で、当共済組合の貸付がある方は事前にお問い合わせください。

■ 申出後のスケジュール

①大阪支部：申出月の26日～30日に、振込用紙（振込金額印字済）を申出者の所属所へ郵送。

②申出人：翌月1日～20日に振込。

※ATM、ネットバンキングからの振込可（手数料が発生した場合は申出人負担）。

※20日が土日又は休日の場合は直前の平日に繰上ります。

※振込金額は、振込月の給料控除（ボーナス併用償還の方はボーナス控除）後の金額となります。

※振込期間内に振込みがなければ、当該申出は取消しとなります。

③大阪支部：完済月の翌月に、借用証書を返付（在職者は所属所経由、退職者は自宅へ郵送）。

＜お問合せ先＞ 〒540-8571 大阪府庁内

※専用郵便番号のため、住所不要

公立学校共済組合大阪支部 貸付担当

電話：06-6941-2865

整理番号

受付印